測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs 74-GISMAP59644号
GISMAP® この地図は北海道地図(株)の空間情報データベース「GISMAP（ジスマップ）」を使用して作成しました。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

秋田県鳥獣保護区等位置図
（令和７年度版）

狩猟者の心得

この図面は保護区等の位置を示したもので、区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者か狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えで狩猟をしてください。
2．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つようにしてください。
3．先着狩猟者の、先廻りをしないようにしてください。
4．農耕地や造林地の所有者及び作業者又は周辺住民に、迷惑をかけないようにしてください。（銃声で不安や恐怖を感じる場合があります。）
5．山火事を起こさないように、注意してください。
6．保護区は、みんなで大切にしてください。

7．秋田県の狩猟期間

秋田県の狩猟期間は11月15日から翌年の２月15日までです。ただし、キジ・ヤマドリは11月15日から翌年１月15日まで、ツキノワグマは11月１日から翌年２月15日まで、イノシシ・ニホンジカは11月１日から翌年３月15日までです。

8．秋田県で確認されている狩猟鳥獣（下線は捕獲に制限がある鳥獣）

カワウ・キジ・ヤマドリ・コウライキジ・オナガガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・タシギ・ヤマシギ・キジバト・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス・スズメ・ニュウナイスズメ・ヒヨドリ・ムクドリ・クマ・キツネ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・テン・オスイタチ・イノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ノネコ・ノイヌ。

9．捕獲が禁止されている狩猟鳥獣及び場所

オスイタチ……南秋田郡大潟村八郎潟中央干拓地一円（令和元年11月15日から令和９年11月14日まで）
キジ・ヤマドリ（メス）……全国（令和４年９月15日から令和９年９月14日まで）

10．１人１日当たりの捕獲数

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数	狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数
キジ（コウライキジ含む）およびヤマドリ	合計して　２羽	タシギおよびヤマシギ（アマミヤマシギを除く）	合計して５羽
オナガガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモおよびクロガモ	合計して　５羽 （ただし網猟をするものについては、狩猟期間を通じて200羽）	キジバト	10羽

11．日の出・日の入時刻

月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入	月 日	日の出	日の入
11. 1	6：08	16：38	11. 19	6：28	16：21	12. 6	6：46	16：15	12. 24	6：58	16：20	1. 10	7：00	16：34	1. 28	6：51	16：54	2. 14	6：34	17：14	3. 3	6：10	17：33
2	6：09	16：37	20	6：29	16：21	7	6：47	16：15	25	6：59	16：21	11	7：00	16：35	29	6：50	16：55	15	6：32	17：15	4	6：09	17：34
3	6：10	16：36	21	6：30	16：20	8	6：48	16：15	26	6：59	16：21	12	7：00	16：36	30	6：50	16：56	16	6：31	17：16	5	6：07	17：35
4	6：11	16：35	22	6：31	16：19	9	6：48	16：15	27	6：59	16：22	13	6：59	16：37	31	6：49	16：58	17	6：30	17：18	6	6：06	17：37
5	6：12	16：34	23	6：33	16：19	10	6：49	16：15	28	7：00	16：23	14	6：59	16：38				18	6：29	17：19	7	6：04	17：38
6	6：13	16：32	24	6：34	16：18	11	6：50	16：15	29	7：00	16：23	15	6：59	16：39	2. 1	6：48	16：59	19	6：27	17：20	8	6：03	17：39
7	6：14	16：31	25	6：35	16：18	12	6：51	16：15	30	7：00	16：24	16	6：58	16：40	2	6：47	17：00	20	6：26	17：21	9	6：01	17：40
8	6：16	16：30	26	6：36	16：17	13	6：52	16：16	31	7：00	16：25	17	6：58	16：41	3	6：46	17：01	21	6：25	17：22	10	6：00	17：41
9	6：17	16：29	27	6：37	16：17	14	6：52	16：16				18	6：58	16：42	4	6：45	17：02	22	6：23	17：23	11	5：58	17：42
10	6：18	16：29	28	6：38	16：17	15	6：53	16：16	1. 1	7：00	16：26	19	6：57	16：44	5	6：44	17：04	23	6：22	17：24	12	5：56	17：43
11	6：19	16：28	29	6：39	16：16	16	6：54	16：16	2	7：00	16：26	20	6：57	16：45	6	6：43	17：05	24	6：20	17：26	13	5：55	17：44
12	6：20	16：27	30	6：40	16：16	17	6：54	16：17	3	7：01	16：27	21	6：56	16：46	7	6：42	17：06	25	6：19	17：27	14	5：53	17：45
13	6：21	16：26				18	6：55	16：17	4	7：01	16：28	22	6：55	16：47	8	6：41	17：07	26	6：18	17：28	15	5：52	17：46
14	6：22	16：25	12. 1	6：41	16：16	19	6：56	16：17	5	7：01	16：29	23	6：55	16：48	9	6：40	17：08	27	6：16	17：29			
15	6：24	16：24	2	6：42	16：16	20	6：56	16：18	6	7：01	16：30	24	6：54	16：49	10	6：38	17：09	28	6：15	17：30			
16	6：25	16：23	3	6：43	16：15	21	6：57	16：18	7	7：01	16：31	25	6：53	16：50	11	6：37	17：11						
17	6：26	16：23	4	6：44	16：15	22	6：57	16：19	8	7：00	16：32	26	6：53	16：52	12	6：36	17：12	3. 1	6：13	17：31			
18	6：27	16：22	5	6：45	16：15	23	6：58	16：19	9	7：00	16：33	27	6：52	16：53	13	6：35	17：13	2	6：12	17：32			

（注）：秋田県の日の出・日の入時刻は、秋田市の時刻を基準として新聞等に掲載されます。秋田市の日の出・日の入時刻は上の表のとおりです。

12．猟銃および空気銃使用について

1．使用前に銃器を点検し、機能の完全なものを使用してください。
2．発射の必要が起こる直前まで、装てんしないようにしてください。
3．装てんしていないときでも、銃口を人畜に向けないでください。
4．矢先を十分確かめてから、発砲してください。
5．猟場で休けいするときは、弾を抜き薬室を開いて地上に置いてください。
6．酒気をおびたときは、銃を手にしないでください。
7．銃と弾薬は、別々の場所に厳重に保管してください。
8．電線、電話線等に向っての発砲はしないでください。

鳥獣保護区等一覧表

(1) 鳥獣保護区・鳥獣保護区特別保護地区

番号	鳥獣保護区の名称	区分	所在地	面積(ha)	特別保護地区	期限(令和)	備考
1	十和田	国指定大規模生息地	鹿角郡小坂町	4,935	4,737	9. 10. 31	
2	沢	県指定身近な鳥獣生息地	〃	17		21. 10. 31	
3	万谷	〃 身近な鳥獣生息地	〃	5		18. 10. 31	
4	東山	〃 森林鳥獣生息地	鹿角市	615		22. 10. 31	
5	新山	〃 森林鳥獣生息地	〃	847		14. 10. 31	
6	大湯	〃 森林鳥獣生息地	〃	858		18. 10. 31	
7	夜明島	〃 森林鳥獣生息地	〃	613		18. 10. 31	
8	大館長根山	〃 森林鳥獣生息地	大館市	845		15. 10. 31	H25区域拡大
9	比内前田	〃 身近な鳥獣生息地	〃	166		15. 10. 31	H25区域拡大
10	小茂内	〃 森林鳥獣生息地	〃	390		16. 10. 31	
11	達子森	〃 身近な鳥獣生息地	〃	33		16. 10. 31	
12	袴腰山	〃 森林鳥獣生息地	〃	301		18. 10. 31	
13	浦山	〃 森林鳥獣生息地	〃	568		18. 10. 31	
14	完ケ森	〃 身近な鳥獣生息地	〃	3		20. 10. 31	
15	独鈷	〃 森林鳥獣生息地	〃	360		16. 10. 31	
16	八木橋	〃 森林鳥獣生息地	〃	300		17. 10. 31	
17	早口	〃 森林鳥獣生息地	〃	383		14. 10. 31	
18	上鴨沢	〃 身近な鳥獣生息地	〃	345		17. 10. 31	
19	長坂山	〃 森林鳥獣生息地	〃	203	44	17. 10. 31	
20	赤川	〃 身近な鳥獣生息地	〃	315		17. 10. 31	
21	内町沢	〃 希少鳥獣生息地	〃	929		19. 10. 31	
22	田代岳	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,392		20. 10. 31	
23	陣場岱	〃 森林鳥獣生息地	北秋田市	364		15. 10. 31	
24	二本杉岩谷	〃 森林鳥獣生息地	〃	130	39	18. 10. 31	
25	美栄	〃 身近な鳥獣生息地	〃	237		19. 10. 31	
26	摩当	〃 身近な鳥獣生息地	〃	159		21. 10. 31	
27	田中	〃 集団渡来地	〃	262		14. 10. 31	
28	森吉山	国指定希少鳥獣生息地	〃	6,598	1,573	15. 10. 31	
29	倉ノ山	県指定森林鳥獣生息地	〃	398		16. 10. 31	
30	浦支内	〃 森林鳥獣生息地	〃	287		16. 10. 31	
31	桂瀬	〃 森林鳥獣生息地	〃	286	21	17. 10. 31	
32	二本松	〃 身近な鳥獣生息地	〃	27		19. 10. 31	
33	荒瀬	〃 森林鳥獣生息地	〃	823		16. 10. 31	
34	露熊	〃 森林鳥獣生息地	〃	626	65	17. 10. 31	
35	松森	〃 身近な鳥獣生息地	〃	21		19. 10. 31	
36	北欧の杜	〃 身近な鳥獣生息地	〃	162		16. 10. 31	
37	李岱	〃 身近な鳥獣生息地	〃	36		20. 10. 31	
38	萩形	〃 森林鳥獣生息地	北秋田郡上小阿仁村	644		23. 10. 31	
39	仏社沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	400	60	16. 10. 31	
40	箱渕岱	〃 身近な鳥獣生息地	〃	50		19. 10. 31	
41	毘沙門	〃 身近な鳥獣生息地	能代市	100		22. 10. 31	
42	後谷地	〃 森林鳥獣生息地	〃	301		15. 10. 31	
43	大柄	〃 森林鳥獣生息地	〃	793		17. 10. 31	
44	砂山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	10		19. 10. 31	
45	能代公園	〃 身近な鳥獣生息地	〃	11		20. 10. 31	
46	桧山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	13		20. 10. 31	
47	小友沼	〃 集団渡来地	〃	67		20. 10. 31	
48	落合海岸	〃 森林鳥獣生息地	能代市・山本郡八峰町	1,273		21. 10. 31	
49	きみまち阪	〃 森林鳥獣生息地	能代市	417	127	19. 10. 31	
50	白瀑	〃 森林鳥獣生息地	山本郡八峰町	992		18. 10. 31	
51	石倉山	〃 森林鳥獣生息地	〃 三種町	622	62	17. 10. 31	
52	卯の沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	324		18. 10. 31	
53	白神山地	国指定大規模生息地	〃 藤里町	4,530		15. 10. 31	
54	素波里	県指定森林鳥獣生息地	〃	1,448	201	15. 10. 31	
55	藤里	〃 森林鳥獣生息地	〃	250		19. 10. 31	
56	大潟草原	国指定希少鳥獣生息地	南秋田郡大潟村・男鹿市	150	48	19. 10. 31	
57	八郎潟西部	県指定集団渡来地	〃	135		16. 10. 31	
58	八郎潟	〃 集団渡来地	〃 大潟村・男鹿市・山本郡三種町	977		14. 10. 31	
59	手形山	〃 森林鳥獣生息地	秋田市	395		22. 10. 31	
60	追分	〃 身近な鳥獣生息地	〃	420		14. 10. 31	
61	新屋	〃 森林鳥獣生息地	〃	2,404		14. 10. 31	H24区域拡大
62	大滝山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	187		16. 10. 31	
63	仁別	〃 森林鳥獣生息地	〃	3,281		19. 10. 31	H22区域拡大
64	天徳寺山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	230		20. 10. 31	
65	番鳥森	〃 森林鳥獣生息地	〃	127		17. 10. 31	
66	筑紫森	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,012	80	19. 10. 31	
67	高尾山	〃 森林鳥獣生息地	〃	800	100	22. 10. 31	
68	椿台	〃 森林鳥獣生息地	〃	337		14. 10. 31	
69	脇本	〃 森林鳥獣生息地	男鹿市	517		23. 10. 31	
70	寒風山	〃 森林鳥獣生息地	〃	355		18. 10. 31	
71	枯木長根	〃 身近な鳥獣生息地	〃	20		19. 10. 31	
72	北浦	〃 森林鳥獣生息地	〃	210		20. 10. 31	
73	南磯	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,992		21. 10. 31	
74	潜り岩	〃 集団渡来地	〃	328		21. 10. 31	
75	五城目井川	〃 身近な鳥獣生息地	南秋田郡五城目町・井川町	610	50	14. 10. 31	
76	森山	〃 森林鳥獣生息地	〃 五城目町・八郎潟町	587		19. 10. 31	
77	元木山	〃 身近な鳥獣生息地	潟上市	28		20. 10. 31	
78	飯田川公園	〃 森林鳥獣生息地	〃	300	5	20. 10. 31	
79	高城	〃 身近な鳥獣生息地	由利本荘市	361		22. 10. 31	
80	水林	〃 森林鳥獣生息地	〃	813		16. 10. 31	
81	谷地	〃 身近な鳥獣生息地	〃	290		18. 10. 31	
82	石脇	〃 森林鳥獣生息地	〃	359	25	19. 10. 31	
83	本荘浜	〃 森林鳥獣生息地	〃	445		19. 10. 31	
84	子吉川	〃 集団渡来地	〃	83		19. 10. 31	
85	石沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,331		21. 10. 31	
86	親川	〃 身近な鳥獣生息地	〃	234		21. 10. 31	H21区域拡大
87	祓川	〃 森林鳥獣生息地	〃	3,657	221	20. 10. 31	
88	道川	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,295		17. 10. 31	
89	小菅野	〃 森林鳥獣生息地	〃	850	103	18. 10. 31	
90	中田代	〃 森林鳥獣生息地	〃	680		18. 10. 31	
91	岩谷	〃 身近な鳥獣生息地	〃	310		20. 10. 31	
92	八塩山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	40		19. 10. 31	
93	浜館	〃 身近な鳥獣生息地	〃	275		22. 10. 31	H22区域拡大
94	西目	〃 森林鳥獣生息地	〃	590	19	18. 10. 31	
95	鳥海	〃 身近な鳥獣生息地	〃	5		23. 10. 31	
96	百宅	〃 森林鳥獣生息地	〃	380		19. 10. 31	
97	仁賀保金浦	〃 森林鳥獣生息地	にかほ市	1,659		17. 10. 31	
98	大須郷	〃 集団繁殖地	〃	83		15. 10. 31	
99	象潟臨海	〃 森林鳥獣生息地	〃	415		17. 10. 31	
100	小砂川	〃 森林鳥獣生息地	〃	553		19. 10. 31	
101	鉾立	〃 希少鳥獣生息地	〃	2,650		19. 10. 31	
102	姫神	〃 森林鳥獣生息地	大仙市	1,341	128	16. 10. 31	
103	方角沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	480	53	20. 10. 31	
104	三条川原	〃 集団渡来地	〃	101	95	23. 10. 31	
105	大沢郷	〃 森林鳥獣生息地	〃	655		18. 10. 31	
106	心像	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,507		18. 10. 31	
107	乙越沼	〃 集団渡来地	〃	132	16	20. 10. 31	
108	八乙女	〃 身近な鳥獣生息地	〃	21	21	20. 10. 31	
109	唐松山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	285		16. 10. 31	
110	荒川	〃 森林鳥獣生息地	〃	740		17. 10. 31	
111	大川前	〃 森林鳥獣生息地	〃	119		14. 10. 31	
112	滝ノ沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	375	40	16. 10. 31	
113	払田	〃 身近な鳥獣生息地	〃	19	19	20. 10. 31	
114	薬師嶽	県指定森林鳥獣生息地	大仙市	1,377	588	21. 10. 31	
115	鶯野	〃 集団渡来地	大仙市・仙北市	44		14. 10. 31	
116	外ノ山・大威徳山	〃 森林鳥獣生息地	仙北市	1,260		17. 10. 31	
117	和賀岳	〃 森林鳥獣生息地	〃	7,276		15. 10. 31	
118	石黒沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	500	199	14. 10. 31	
119	田沢湖	〃 森林鳥獣生息地	〃	4,478		16. 10. 31	
120	抱返	〃 森林鳥獣生息地	〃	1,135		17. 10. 31	
121	十丈の滝	〃 希少鳥獣生息地	〃	1,583		19. 10. 31	
122	駒ケ岳	〃 森林鳥獣生息地	〃	2,558		21. 10. 31	
123	堀内	〃 森林鳥獣生息地	〃	580	89	14. 10. 31	
124	玉川	〃 森林鳥獣生息地	〃	3,451		18. 10. 31	
125	八幡平	〃 大規模生息地	仙北市・鹿角市	10,913	3,032	21. 10. 31	
126	七滝	〃 森林鳥獣生息地	仙北郡美郷町	232	232	15. 10. 31	
127	仏沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	380	59	18. 10. 31	
128	横手	〃 森林鳥獣生息地	横手市	300		17. 10. 31	
129	年子狐	〃 身近な鳥獣生息地	〃	111		19. 10. 31	
130	浅舞	〃 身近な鳥獣生息地	〃	4		21. 10. 31	
131	坂ノ下	〃 森林鳥獣生息地	〃	211		16. 10. 31	
132	里城	〃 森林鳥獣生息地	〃	360		17. 10. 31	
133	保呂羽山	〃 森林鳥獣生息地	〃	712	45	20. 10. 31	
134	梨木	〃 身近な鳥獣生息地	〃	351		19. 10. 31	
135	土渕	〃 森林鳥獣生息地	〃	320		14. 10. 31	
136	御嶽外山	〃 森林鳥獣生息地	〃	786		18. 10. 31	
137	金峰山	〃 希少鳥獣生息地	〃	123		18. 10. 31	
138	赤倉沢山	〃 森林鳥獣生息地	〃	549		22. 10. 31	
139	志摩	〃 集団渡来地	横手市・湯沢市	151		14. 10. 31	
140	山谷	〃 森林鳥獣生息地	湯沢市	329		14. 10. 31	H24区域拡大
141	角間沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	142		15. 10. 31	H25区域拡大
142	湯沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	366		17. 10. 31	
143	千年	〃 身近な鳥獣生息地	〃	12		19. 10. 31	
144	田螺沼	〃 森林鳥獣生息地	〃	90	28	19. 10. 31	
145	大小沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	400		18. 10. 31	
146	矢地ノ沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	165		16. 10. 31	
147	館山	〃 身近な鳥獣生息地	〃	18		21. 10. 31	
148	奥宮	〃 森林鳥獣生息地	〃	473		19. 10. 31	
149	貝沼	〃 身近な鳥獣生息地	〃	73		20. 10. 31	
150	皆瀬ダム	〃 集団渡来地	〃	210	107	20. 10. 31	
151	栗駒	〃 大規模生息地	湯沢市・雄勝郡東成瀬村	10,941	1,533	16. 10. 31	
152	五輪坂	〃 身近な鳥獣生息地	雄勝郡羽後町	223		14. 10. 31	
153	太平山	〃 森林鳥獣生息地	〃	251		16. 10. 31	
154	唐松	〃 森林鳥獣生息地	〃	120		17. 10. 31	
155	田子内	〃 森林鳥獣生息地	〃 東成瀬村	320		17. 10. 31	
156	狼沢	〃 森林鳥獣生息地	〃	451		18. 10. 31	
157	沼ノ上	〃 森林鳥獣生息地	〃	164		18. 10. 31	
158	沼又	〃 身近な鳥獣生息地	〃	120		19. 10. 31	
159	上林	〃 身近な鳥獣生息地	〃	77		20. 10. 31	
計				130,309	13,864		

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域

番号	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称	所在地	面積(ha)	期限(令和)	備考
1	矢島	由利本荘市	47	14. 10. 31	イノシシを除く
2	花立	〃	510		
3	大谷地	〃	169		
4	宇留院内	湯沢市	304		
5	東山森林公園	〃	360		
6	槻沢	〃	310		
7	秋ノ宮	〃	10		
計			1,710		

(3) 特定猟具使用禁止区域

番号	特定猟具使用禁止区域の名称	所在地	面積(ha)	期限(令和)	備考
1	黒森山	鹿角市	179	23. 10. 31	銃器の使用禁止
2	大湯川	〃	45	22. 10. 31	〃
3	芝谷地	大館市	10	24. 10. 31	〃
4	二ツ山	〃	15	26. 10. 31	〃
5	扇田	〃	205	22. 10. 31	〃
6	舟見	北秋田市	397	25. 10. 31	〃
7	大野台	〃	414	19. 10. 31	〃
8	南陣場岱	〃	55	26. 10. 31	〃
9	赤沼公園	能代市	5	24. 10. 31	〃
10	能代河畔公園	〃	21	24. 10. 31	〃
11	落合	〃	174	8. 10. 31	〃
12	羽根川森林公園	山本郡三種町	167	19. 10. 31	〃
13	琴丘中央公園スカルパ	〃	73	19. 10. 31	〃
14	新屋敷沼	〃	12	25. 10. 31	〃
15	二ツ森	〃	147	24. 10. 31	〃
16	山本町北部	〃 三種町・能代市	2,835	24. 10. 31	〃
17	惣三郎沼公園	〃 三種町	59	24. 10. 31	〃
18	外ノ沢堤	〃	193	19. 10. 31	〃
19	角助沼	〃	134	27. 10. 31	〃
20	天瀬川	〃	47	19. 10. 31	〃
21	虹の里	〃 藤里町	39	24. 10. 31	〃
22	秋田市	秋田市	5,634	27. 10. 31	〃
23	飯岡山	〃	14	8. 10. 31	〃
24	下浜筑紫森	〃	25	26. 10. 31	〃
25	健康の森	〃	37	26. 10. 31	〃
26	種沢	〃	161	27. 10. 31	〃
27	中央公園	〃	281	27. 10. 31	〃
28	豊成畑谷	〃	44	25. 10. 31	〃
29	石田	〃	77	27. 10. 31	〃
30	目長崎	〃	2	21. 10. 31	〃
31	平尾鳥川	〃	6	25. 10. 31	〃
32	浦大町	南秋田郡八郎潟町	31	24. 10. 31	〃
33	船越	男鹿市	720	24. 10. 31	〃　R4区域拡大
34	真山いこいの森	〃	11	25. 10. 31	〃
35	男鹿総合運動公園	〃	34	26. 10. 31	〃
36	脇本浦田	〃	33	8. 10. 31	〃
37	男鹿市南部	〃	475	8. 10. 31	〃
38	下山内	南秋田郡五城目町	60	8. 10. 31	〃
39	矢場崎	〃 五城目町・八郎潟町	40	8. 10. 31	〃
40	大清水・大郷守	潟上市	160	26. 10. 31	〃
41	鞍掛沼	〃	58	21. 10. 31	〃
42	天王	〃	241	26. 10. 31	〃
43	竜毛	〃	47	24. 10. 31	〃
44	大潟村	南秋田郡大潟村	895	22. 10. 31	〃
45	井川北川尻	〃 井川町	385	27. 10. 31	〃
46	松ケ崎	由利本荘市	48	8. 10. 31	〃
47	川口	〃	165	19. 10. 31	〃
48	二十六木	〃	30	20. 10. 31	〃
49	ガサ平	〃	173	23. 10. 31	〃
50	加田喜沼	〃	4	23. 10. 31	〃
51	笹森山	〃	115	23. 10. 31	〃
52	巾山	にかほ市	156	19. 10. 31	〃
53	黒川	〃	90	26. 10. 31	〃
54	象潟金浦	〃	682	25. 10. 31	〃
55	象潟栗山	〃	18	22. 10. 31	〃
56	小国	〃	22	19. 10. 31	〃
57	大曲	大仙市	250	19. 10. 31	〃
58	角間川	仙北郡美郷町・大仙市	281	19. 10. 31	〃
59	長面	〃 美郷町	7	21. 10. 31	〃
60	大森	〃 美郷町・横手市	101	24. 10. 31	〃
61	金沢	横手市	65	21. 10. 31	〃
62	楢沢	〃	25	24. 10. 31	〃
63	中山	〃	1,453	21. 10. 31	〃
64	阿気	〃	50	25. 10. 31	〃
65	百万刈	〃	403	27. 10. 31	〃
66	八幡	湯沢市	95	20. 10. 31	〃
67	滝ノ下	雄勝郡東成瀬村	22	23. 10. 31	〃
68	羽後大戸川	〃 羽後町	2	24. 10. 31	〃
計			18,954		

(4) 指定猟法禁止区域

番号	指定猟法禁止区域の名称	所在地	面積(ha)	期限(令和)	備考
1	山瀬ダム	大館市	123	期限なし	鉛散弾の使用禁止
計			123		

13．都市計画施設等での捕獲の禁止

捕獲禁止の場所である鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号ホに定める「都市計画法（昭和43年法律第100号）第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したもの」は、本位置図に明示することが不可能なので、これらに該当すると思われる区域については、市町村役場などの関係機関に照会するなど十分注意してください。

14．狩猟鳥獣捕獲禁止区域

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域として、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域として、別表のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

凡例	
🟥	鳥獣保護区
▨	特別保護地区
🟪	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
🟦	特定猟具使用禁止区域
🟧	指定猟法禁止区域
🟩	オスイタチ捕獲禁止区域
▤	自然公園法に基づく特別保護地区
―	国有林

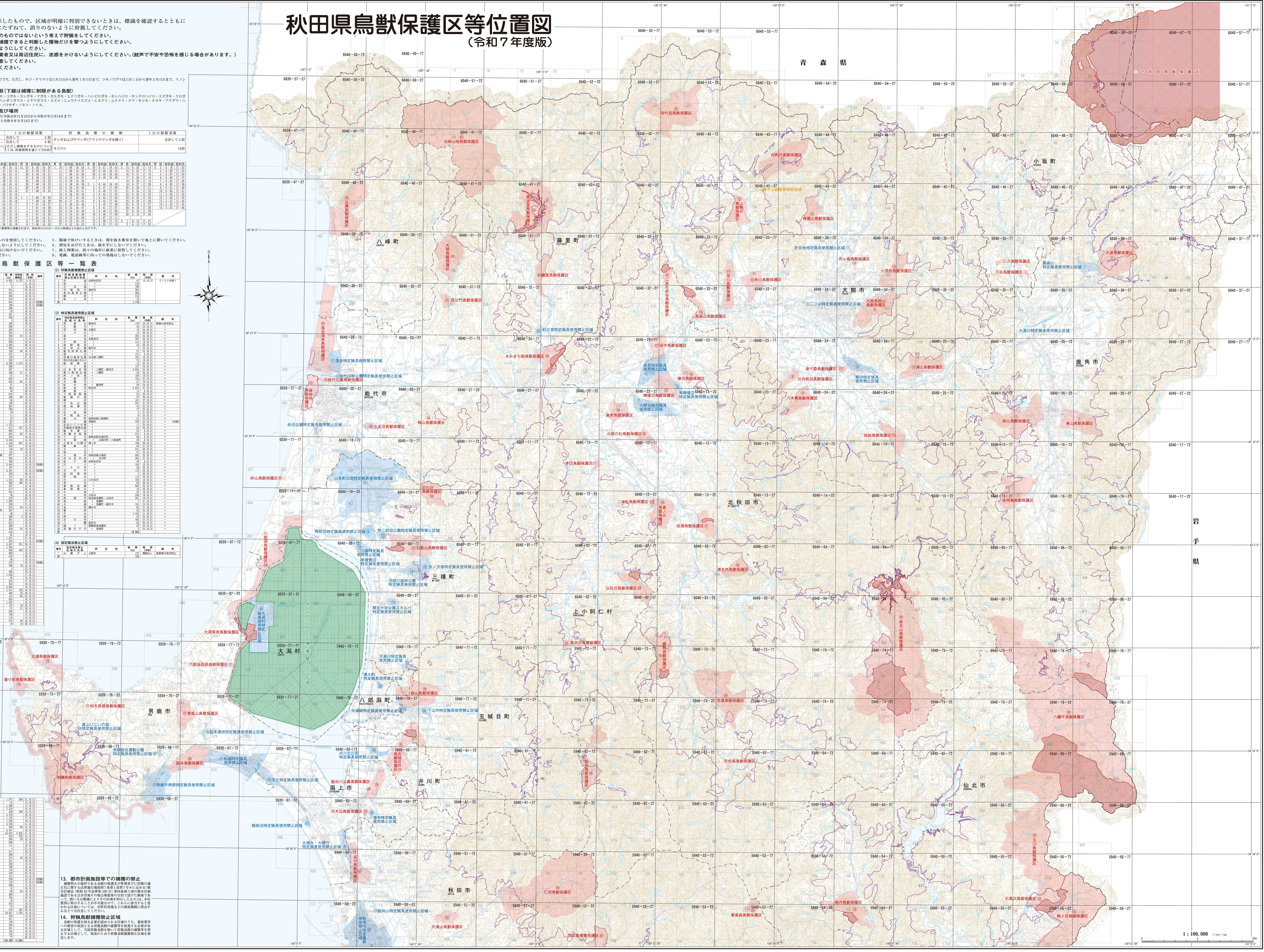
青森県
岩手県
秋田県
小坂町
大館市
鹿角市
八峰町
藤里町
能代市
北秋田市
三種町
上小阿仁村
大潟村
男鹿市
八郎潟町
五城目町
井川町
潟上市
秋田市
仙北市
①十和田鳥獣保護区
②沢鳥獣保護区
③万谷鳥獣保護区
④東山鳥獣保護区
⑤新山鳥獣保護区
⑥大湯鳥獣保護区
⑦夜明島鳥獣保護区
⑧大館長根山鳥獣保護区
⑨比内前田鳥獣保護区
⑩小茂内鳥獣保護区
⑪達子森鳥獣保護区
⑫袴腰山鳥獣保護区
⑬浦山鳥獣保護区
⑭完ヶ森鳥獣保護区
⑮独鈷鳥獣保護区
⑯八木橋鳥獣保護区
⑰早口鳥獣保護区
⑱上鴨沢鳥獣保護区
⑲長坂山鳥獣保護区
⑳赤川鳥獣保護区
㉑内町沢鳥獣保護区
㉒田代岳鳥獣保護区
㉓陣場岱鳥獣保護区
㉔二本杉岩谷鳥獣保護区
㉕美栄鳥獣保護区
㉖摩当鳥獣保護区
㉗田中鳥獣保護区
㉘森吉山鳥獣保護区
㉙鳥倉ノ山獣保護区
㉚浦支内鳥獣保護区
㉛桂瀬鳥獣保護区
㉜二本松鳥獣保護区
㉝荒瀬鳥獣保護区
㉞露熊鳥獣保護区
㉟松森鳥獣保護区
㊱北欧の杜鳥獣保護区
㊲李岱鳥獣保護区
㊳萩形鳥獣保護区
㊴仏社沢鳥獣保護区
㊵箱渕岱鳥獣保護区
㊶毘沙門鳥獣保護区
㊷後谷地鳥獣保護区
㊸大柄鳥獣保護区
㊹砂山鳥獣保護区
㊺能代公園鳥獣保護区
㊻桧山鳥獣保護区
㊼小友沼鳥獣保護区
㊽落合海岸鳥獣保護区
㊾きみまち阪鳥獣保護区
㊿白瀑鳥獣保護区
(51)石倉山鳥獣保護区
(52)卯の沢鳥獣保護区
(53)白神山地鳥獣保護区
(54)素波里鳥獣保護区
(55)藤里鳥獣保護区
(56)大潟草原鳥獣保護区
(57)八郎潟西部鳥獣保護区
(58)八郎潟鳥獣保護区
(60)追分鳥獣保護区
(62)大滝山鳥獣保護区
(63)仁別鳥獣保護区
(65)番鳥森鳥獣保護区
(66)筑紫森鳥獣保護区
(69)脇本鳥獣保護区
(70)寒風山鳥獣保護区
(71)枯木長根鳥獣保護区
(72)北浦鳥獣保護区
(73)南磯鳥獣保護区
(74)潜り岩鳥獣保護区
(75)五城目井川鳥獣保護区
(76)森山鳥獣保護区
(77)元木山鳥獣保護区
(78)飯田川公園鳥獣保護区
(118)石黒沢鳥獣保護区
(122)駒ヶ岳鳥獣保護区
(123)堀内鳥獣保護区
(124)玉川鳥獣保護区
(125)八幡平鳥獣保護区
①黒森山特定猟具使用禁止区域
②大湯川特定猟具使用禁止区域
③芝谷地特定猟具使用禁止区域
④二ツ山特定猟具使用禁止区域
⑤扇田特定猟具使用禁止区域
⑥舟見特定猟具使用禁止区域
⑦大野台特定猟具使用禁止区域
⑧南陣場岱特定猟具使用禁止区域
⑨赤沼公園特定猟具使用禁止区域
⑩能代河畔公園特定猟具使用禁止区域
⑪落合特定猟具使用禁止区域
⑫羽根川森林公園特定猟具使用禁止区域
⑬琴丘中央公園スカルパ特定猟具使用禁止区域
⑭新屋敷沼特定猟具使用禁止区域
⑮二ツ森特定猟具使用禁止区域
⑯山本町北部特定猟具使用禁止区域
⑰惣三郎沼公園特定猟具使用禁止区域
⑱外ノ沢堤特定猟具使用禁止区域
⑲角助沼特定猟具使用禁止区域
⑳天瀬川特定猟具使用禁止区域
㉑虹の里特定猟具使用禁止区域
㉒秋田市特定猟具使用禁止区域
㉓飯岡山特定猟具使用禁止区域
㉜浦大町特定猟具使用禁止区域
㉝船越特定猟具使用禁止区域
㉞真山いこいの森特定猟具使用禁止区域
㉟男鹿総合運動公園特定猟具使用禁止区域
㊱脇本浦田特定猟具使用禁止区域
㊲男鹿市南部特定猟具使用禁止区域
㊳下山内特定猟具使用禁止区域
㊴矢場崎特定猟具使用禁止区域
㊵大清水・大郷守特定猟具使用禁止区域
㊶鞍掛沼特定猟具使用禁止区域
㊷天王特定猟具使用禁止区域
㊸竜毛特定猟具使用禁止区域
㊹大潟村特定猟具使用禁止区域
㊺井川北川尻特定猟具使用禁止区域
①山瀬ダム鉛散弾規制地域
オスイタチ捕獲禁止区域
1：100,000（1km＝1cm）
0　5　10km
N
40°30′0″
40°25′0″
40°20′0″
40°15′0″
40°10′0″
40°5′0″
40°0′0″
39°55′0″
39°50′0″
139°37′30″
139°45′0″
139°52′30″
140°0′0″
140°7′30″
140°15′0″
140°22′30″
140°30′0″
140°37′30″
140°45′0″
140°52′30″
141°0′0″

北海道地図株式会社　秋田営業所　電話：〇一一－二〇八－六一六〇